

誰もが安心して暮らせるまちであるために

市は、全ての人が障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるようさまざまな取り組みを行っています。
図障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)、市営駐車場での減免手続きは自転車都市づくり推進課(☎504-2349、☎504-2379)

障害のある人・家族の身近な相談窓口

安心して暮らせるように

市には、障害のある人や、その家族などからの相談に応じ、専門機関と連携して、困り事の解決につなげる窓口があります。

各区に1カ所、障害者基幹相談支援センター(右記)を設置しています。お気軽にお問い合わせください。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 18849



◆区障害者基幹相談支援センター

区	連絡先	区	連絡先
中	☎298-5575 ☎545-8801	安佐南	☎207-4338 ☎831-7734
東	☎573-0140 ☎229-7008	安佐北	☎881-1441 ☎562-2424
南	☎207-0636 ☎207-0626	安芸	☎573-6788 ☎820-3051
西	☎270-1249 ☎270-1248	佐伯	☎924-0028 ☎943-8874

ヘルプマークを見かけたら思いやりのある行動を

外見からは分からなくても援助が必要な人がいます

ヘルプマーク(右写真)は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている難病患者などが、周囲の人に示すことで、援助を得やすくするものです。

このマークを付けている人を見かけたら、電車・バスなどで席を譲る、困っていたら声を掛けるなど、思いやりのある行動をお願いします。

必要な人には、障害福祉課、区福祉課、出張所などで配布しています。



合理的配慮を知っていますか

社会の中にあるバリアを取り除くこと

今年4月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対して、障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮の提供とは、右記のように障害のある人から対応を求められたときに、事業者の負担が重過ぎない範囲で行うものです。右記の例だけでなく、合理的配慮の内容は状況によって異なります。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 356892



具体的な事例

- 物理的環境への配慮
車椅子の人から、飲食店などで車椅子のまま着席することを希望された際、十分なスペースを確保する
- 意思疎通への配慮
耳が聞こえにくい人から、窓口で筆談によるコミュニケーションを求められた際、紙とペンを用意する
- ルール・慣行の柔軟な変更
文字の読み書きに時間がかかる人から、講座などで時間内に書き写すことが難しいと言われた際、スマホなどで撮影できるようにする

虐待のサインに気付いてください

障害者の虐待を防ぐため、早期発見・早期通報を

障害者への虐待は、尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げます。
 虐待を受けた人の態度や様子には、

何らかのサインが出ています。そうしたサインに気付くことが虐待の早期発見と防止につながります。

【虐待のサイン(例)】

- 体に傷やあざが絶えない
- 衛生状態が悪い
- 空腹を訴える
- など

障害者への虐待では? と思ったら

市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受け付け)

☎542-5300 FAX 542-5311

Eメール sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp へ通報・相談を
 通報は匿名でも可。通報者の情報、秘密は厳守します

本人確認にデジタル障害者手帳「ミライロID」アプリが利用できます

デジタル障害者手帳

ミライロIDは、障害者手帳の代わり活用することができるスマホ用アプリです。ミライロIDが本人確認書類として認められている公共施設や商業施設などで、利用することができます。

ミライロIDを利用できる施設は、市ホームページでご確認ください。

市HP ページ番号 240328



一部の市営駐車場での減免手続きが簡単に

無人精算機で減免手続きを行う場合、これまではインターホンから連絡し、遠隔カメラに障害者手帳などを提示する必要がありました。

ミライロIDを使えば、アプリの操作だけで減免手続きが完結します。対象の市営駐車場は市ホームページでご確認ください。

市HP ページ番号 404538



市営駐車場精算機でのミライロIDを利用した減免方法



保育・介護に携わる人を応援します

保育・介護に携わる人を応援するため、市は、民間保育・介護事業所や地元企業などと協力して、買い物支援サービスを行っています。この取り組みに賛同いただける事業者は、ぜひお申し込みください。
図雇用推進課(☎504-2244、☎504-2259)

利用はサポート企業のお店で

買い物支援サービスは、保育・介護を担う人材を応援するサポート企業の約340店舗(イオンリテール、イズミ、フレスタ、マックスバリュ西日本、ウォンツ など)で利用できます。



上のマークが掲示された店舗で使えます

リポート report

支援の気持ちが社会全体に広がることを願って

制度の開始当初から加入している第二みみょうこども園(南区)の奥本道子園長は「このサービスは、会費を事業者が支払います。負担はありますが、現場で働く保育士



の処遇改善につながりますし、その必要性を多くの人に知ってもらいたいという思いがあります。制度に賛同する事業者が増え、保育や介護に携わる人の社会的地位が向上する一助になればうれしいですね」と話します。

■加入対象事業者

市内にある民間の保育・介護事業所など

■利用者へのサービス内容

サービスを利用できるのは、加入事業所の職員*がサポート企業など(右記)で買い物をする場合です
 ※職種、雇用形態に制限なし

①広島広域都市圏ポイント「としぽ」(年間1万2000ポイント=1万2000円分)を利用した買い物

②会員証の提示による買い物割引など(例:毎月11日に5%引きなど)

■会費(加入事業者)

利用者1人当たり500円/月。加入要件や申し込み方法など詳しくは、市ホームページか広島サンプラザ(☎278-8001、☎278-7011)へ

市HP ページ番号 5415

